

令和8年度「次世代たら奨学金」 オックスフォード大学への研修渡航に係る支援奨学金 募集要項

島根大学では、内閣府地方大学・地域産業創生交付金事業「先端金属素材グローバル拠点の創出ーNext Generation TATARA Projectー」(以下「たらプロジェクト」という。)に参画し、世界トップレベルの研究を通じて先端素材のエキスパートとなる人材の育成を目指しています。

「次世代たら奨学金」は、地域の皆様からの寄附を原資に、たらプロジェクトに参画する学生の研究力のさらなる伸長や、研究成果を広く発表する機会の確保を目的として、経済的支援を行うものです。

今回は、令和8年度に実施するオックスフォード大学への研修渡航に係る支援奨学金の応募を受け付けます。

ぜひこの奨学金を活用して、自立した研究者への第一歩を踏み出してみませんか。みなさんのご応募お待ちしています。

1. 申請条件（資格）

今回の奨学金に申請できるのは、以下の条件をすべて満たす学生です。

- (1) 令和8年度に島根大学の大学院に正規学生として在籍する学生
- (2) 本学と島根県が共同で実施している次世代たらプロジェクトに関連する材料研究に参画し、次世代たらプロジェクトの教育研究活動等に積極的に協力する学生（注）
(注)「次世代たらプロジェクトに関連する材料研究に参画し、次世代たらプロジェクトの教育研究活動等に積極的に協力する者」とは、次のいずれかに該当する者を指します。
 - a) 次世代たら協創センター（NEXTA）の専任教員または兼任教員の指導のもと、次世代たらプロジェクトに関連する材料関連テーマの研究活動を行っている者
 - b) その他 NEXTA が行う教育研究活動等に積極的に協力（例えば NEXTA フォーラムへの参加）していると認められる者
- (3) 卒業または修了後に島根県内に事業所を置く企業への就職意欲や、地域産業の技術開発能力の高度化に貢献する意欲がある者
- (4) 高い意欲で継続して研究や自己の能力等の向上に取り組むことができる者

2. 奨学金について

★奨学金の使用用途

使途は以下に限定されます。

- (1) 研究者としての能力及び資質の向上を主目的として行う、異分野の研究者又は実務経験を有する者との交流促進に係るオックスフォード大学への研修渡航等に要する費用
※オックスフォード大学への派遣は令和8年8月上旬（滞在期間は一週間程度）を予定

★募集人数・支給額

- (1) 募集人数：2名以内
- (2) 支 給 額：60万円以内

※申請後、受給者選考会にて選考を行います。

★その他注意事項

「次世代たら奨学金」オックスフォード大学への研修渡航に係る支援奨学金の支給は、修士課程（博士前期課程含む）在籍中に一人1回限り、及び博士課程（博士後期課程含む）在籍中に原則一人1回とする。ただし、申請年度において「研究等支援奨学金※」、「夢チャ

レンジ奨学金」、「グローバルチャレンジ奨学金」及び「支援基金による大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金」との併給は不可とする。

※次世代たら奨学金実施要項に定める国内学会等への参加支援のための奨学金

3. 申請書受付期間・申請書提出先

- (1) 受付期間：1月14日（水）～1月30日（金）
- (2) 提出先：NEXTA 棟1階 事務室

4. 選考方法について

2月中旬～下旬に選考会を行います。選考会では、一人あたり発表10分、質疑応答10分の計20分で審査します（詳細は下記参照）。申請者は事前に発表用資料を作成し、指定された日時までに提出してください。当日は当該事前提出資料を投影しながら発表していただきます。

○発表 10分

- ・発表はすべて英語で行う。
- ・発表では、1)自身が取り組んでいる研究の概要説明と、2)Oxford 大学への研修渡航を希望する理由について説明を、それぞれできるだけ具体的定量的に行うこと。

○質疑応答 10分

- ・審査委員からの質問は原則英語で行う。
- ・発表者は原則英語で答える。

○主要な評価項目：研究内容、研修渡航動機の必然性、質疑応答内容、英語によるコミュニケーション能力全般

5. 選考結果の通知

選考結果の通知は2月下旬～3月下旬を予定しています。

6. 依頼事項

- (1) 次世代たら奨学金報告書（様式第3号）を9月末までに提出すること
- (2) 各種広報誌及びパンフレット等に掲載する奨学金の給付に関する記事の原稿作成依頼及び支援基金の広報活動等に協力すること
- (3) 県内企業が実施するインターンシップ、県内企業見学会、NEXTA フォーラム等に積極的に参加すること

7. その他注意事項

- (1) 留学生が応募する場合は、下記問い合わせ先まで事前にご相談ください。
(申請条件（3）を踏まえ、日本語能力等について、確認をさせていただきます。)
- (2) 奨学金の支給決定後であっても、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を取りやめことがあります。また、受給後であった場合には返還いただくことがあります。
 - ・退学又は転学したとき
 - ・懲戒処分を受けたとき
 - ・虚偽の申請等受給者として適当でない事実が明らかになったとき
 - ・受給後に次世代たら奨学金報告書（様式第3号）を提出しないとき

8. 問い合わせ先

MAIL : tatara(a)office.shimane-u.ac.jp ※(a)を@に置き換えて送信ください。

TEL : 0852 - 32 - 9757